

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



(7月29日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP

医療従事者・高齢者施設の従事者なども4回目接種の対象となりました

従来の対象者に加え、重症化リスクが高い多くの人に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者も4回目接種の対象となりました。

市内の医療機関や高齢者施設等に従事する人は事業所ごとにまとめて申請、市外の医療機関や高齢者施設等に従事する人は個人での申請が必要です。

尾道市に住民票があり、市外の医療機関や高齢者施設等に従事する人は、QRコード、または尾道市コールセンター(☎0570-001-297)へ接種券発行の申請をお願いします。



▲電子申請

武田社ワクチン(ノババックス)の接種を希望する人へ

従来のファイザー社製・モデルナ社製のワクチンに加え、武田社ワクチン(ノババックス)が薬事承認されました。

尾道市内でのノババックスの接種情報について、詳しくは、尾道市HPをご確認いただくか、尾道市コールセンター(☎0570-001-297)までお問い合わせください。

対象 18歳以上の人(1・2・3回目接種)または12歳以上17歳以下の人(1・2回目接種)

※ただし、以下に該当する人を優先します。

- アストラゼネカ社のワクチンを2回接種済の人
- PEGアレルギー等でmRNAワクチンを接種できない人

マイナンバーカードを使って接種証明書をコンビニで受け取れます

接種証明書のコンビニ交付サービスが、7月26日から開始されました。スマートフォンを持っていない場合や、休日に急ぎで紙の証明書が必要になった場合などに便利です。マイナンバーカードを持参し、証明書交付に対応した端末のあるコンビニでご利用ください。(市内では、8月17日から一部のコンビニで利用開始となる予定です。)

※海外用の接種証明書は、令和4年7月21日以降に自治体窓口やアプリで接種証明書を取得している場合のみ、コンビニ交付が可能です。

対象事業者 (株)セブン-イレブン・ジャパン など。詳細は市HPでご確認ください。



▲予防接種証明書の発行について

- 従来どおり、ワクチン接種時に交付された「接種済証」や「接種記録書」も、日本国内での接種事実の証明として使用できます。また、昨年12月から開始した「接種証明書アプリ」でも、マイナンバーカードとスマートフォンを使用し、国内用と海外用の電子証明書を取得できます。

健康推進課(専用ダイヤル)(☎0848-23-6760/平日9:00~12:00、13:00~17:00)

お問い合わせ先

- 接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など
尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30~17:15
- 副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など
広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。(☎0848-24-1966)



新型コロナウイルス 支援情報

運送事業者の事業継続を支援します(運送事業者緊急支援金)

原油価格高騰に直面する道路貨物運送事業者の事業継続を支援するため、事業用貨物車両(緑・黒ナンバー)の所有台数に応じて支援金を給付します。

対象事業者

市内に本社と事業所を置き、道路貨物運送事業を営む中小法人・個人事業主

☎商工課(☎0848-38-9183)

支援金額

- 一般(特定)貨物自動車運送事業(緑ナンバー)
1台につき 50,000円
 - 貨物軽自動車運送事業(黒ナンバー)
1台につき 25,000円
- 締 9月30日(金)

水道料金の一部を減免します

コロナ禍における物価高騰等総合緊急対策として、令和4年8・9月請求分の水道料金のうち、基本料金を免除します。

※この減免措置の申請は不要です。

減免内容

すべての水道使用者の、水道料金の基本料金を2カ月分免除
※下水道使用料の減免はありません。

☎上下水道局お客様料金センター(☎0848-37-9300)

減免額

- 基本料金(1カ月あたり、税込額)
- 家事用 1,023円
- 業務用 2,189円
- 湯屋用 16,940円

おのみちGO!GO!キャンペーン(第2弾)

市内の登録宿泊施設に泊まると、1人あたり5,000円の特典(宿泊2,000円割引、飲食店1,000円分×2枚とお土産店1,000円分×1枚のクーポン券付)を5,000人泊分提供する観光キャンペーンを実施しています。

☎おのみちGO!GO!キャンペーン事務局(☎084-926-0308)

利用期間 7月23日(土)~10月1日(土)

※キャンペーン内容や対象となる宿泊施設、クーポン券が使用可能な飲食店・お土産店など詳しくはHPでご確認ください。



▲市HP

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の申請は済みましたか?

コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、生活に困っている人への支援を強化するため、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給しています。

申請期限を過ぎると給付金は受け取れません。対象となる人は、期限までに必ず提出してください。

※令和3年度の本給付金を受給した世帯及び受給した世帯主であった人を含む世帯は、支給対象外です。(再度、支給されるものではありません。)

令和4年度から新たに住民税非課税になった世帯

- ①世帯主宛てに市から確認書が届いた世帯
申 市から送付された確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送
締 9月26日(月)
- ②令和4年度の課税状況が確認できない人や、令和3年12月11日以降に尾道市に転入した人が世帯内にいる場合
申 7月中旬に、市から対象となる可能性がある世帯の世帯主へ送付している申請書により申請
締 9月30日(金)

☎尾道市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎0120-77-4302/8:30~17:15 ※土・日・祝日を除く。)

家計急変世帯

- ③①②以外の世帯で、令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯員全員の住民税が非課税水準以下になった世帯
申 申請書により申請 ※様式は市HPに掲載しているほか、コールセンターに電話で郵送依頼もできます。
締 9月30日(金)
- 申 〒722-8501 久保一丁目15-1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当 宛て